



児童発達支援とは・・・？



○事業の内容

発達に課題のある未就学の子ども達のための通所支援の一つで、障がいのある子どもに対して、児童発達支援センターなどにおいて、日常生活における**基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するもの**とされています。児童発達支援は、発達の気になる段階の子どもから対象とし、成長、自立に向けた支援、一貫した相談支援、家族支援、身近な地域における支援などを含む概念となっています。

○児童発達支援の種類

①「児童発達支援センター」

児童発達支援センターには、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。基本的に提供するサービスは共通していますが、医療型では訓練のほかに「治療」が加わっています。

②「児童発達支援事業所」

児童発達支援事業所は、児童発達支援センターと同様に、障がいのある子どもやその家族に対する支援を行う通所施設ですが、児童発達センターより数が多く、通いやすい通所支援の場として設置されています。

○サービス内容

発達支援

本人支援とは、障がいのある子どもが、将来日常生活や社会生活を円滑に営めるように、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、それぞれのお子さまの状態に応じて必要な支援を行うことです。

家族支援

家族支援とは、ご家族が安心して子育てを行うことができるように、様々な負担を軽減していくための物理的、心理的な支援のことです。保護者面談を通じた子育て上の課題のヒアリング、定期的なお子さまの発達状況や支援ニーズの確認、ご家族の方向けのペアレントトレーニング、お子さまとの関わり方などに対する相談や助言などを行います。

地域支援

地域の保育園・幼稚園、医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関などの関係機関と連携し、個々のお子さまに対する課題を検討するなど、地域全体の課題として取り組み、お子さまが地域で適切なサポートを受けられるように支援することです。

○対象となる方

身体障がい・知的障がい・発達を含む精神障がいのある就学前の子どもが対象となります。自治体が発行する「**通所受給者証**」があれば利用でき、保護者は通いたい事業所と直接契約します。詳細は各自治体にお問い合わせください。

○利用料について

多子軽減措置や無償化制度もあり、各家庭により異なります。詳細はお住まいの各自治体にお問い合わせください。

○利用できる日数について

お住まいの各自治体の決定により、利用者ごとにサービスの利用日数が設定されます。詳細は各自治体にお問い合わせください。

